

2014年10月30日

## 意見書 その2

「提言書(条例の制定にあたって)」のたたき台について

森越清彦

### 【はじめに】

前回のその1に引き続き、私の意見を並行して記載して参ります。  
時間的に余裕がなかったために、遅くなりました事お詫び申し上げます。  
取り敢えず「その2」として提言します。

(私の意見箇所は、※か、下線によって表示し、追加します。波下線部分は指摘箇所です)

### 1 提言書の全体の構成について

通読して見ると、構成として

- ① Iの4「・・・役割と連携」の後に、
- ② II「函館市の…現状と課題」
- ③ その後にIの5,6が来る

と言う構成が望ましいと思われる。 議論を。

### 2 本論8頁以下について気が付いたこと

#### (2) 低い自己肯定感

※ 全体的に、評価や、言葉が荒いと思います。少し議論するか、複数人に検討を委ね補正した方が良いと思います。

ここが「求められる大きな柱」とされているので。

内閣府が行った「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)」の結果によると、日本の子どもは、諸外国に比較して自己肯定感が低い傾向にあり、自分に自信がもてない、将来に対してあまり希望や目的をもてない傾向も(が)指摘されている。

これは、社会の現状が子どもたちに反映されているからであるからと考えられる。

大人の価値観の多様化、経済状況や子どもを巡る環境など、雇用環境など先行きの不安な社会にあって、子どもたちが何をして良いのか分から

ない。希望をもってやりたいことを見つけられないのが現状である。(こ  
こは断定的、一方的なために議論が必要かとも)

中には、我慢できる事や不満を自分の中に貯めておく事ができることを  
自分の長所と捉えている子どもや、自分がいじめにあっても忘れる事が  
できると考えている子どももいる。

大人は、子どもの良いところよりも悪いところに目が行きがちで、褒め  
ることがなかなかできない。褒めるのは難しいが、褒めることが自己肯  
定感に直結する。家事の手伝いをするのが減り、褒められることが少  
なくなるなど、自己肯定感を育む機会が少なくなっているので、自信が  
培われる実体験の場を増やすなど、自己肯定感を育む機会を家庭、教育  
や社会の中でもっと増やす必要がある。

このことが条例に求められる大きな柱であり、市民の意識共有を図りな  
がら、施策展開が図られるべきである。

### (3) 不登校・いじめの問題

国の調査によると、我が国における不登校の小・中学生は、約17万人  
にもものぼり深刻な状況である。学校においては、電話連絡や家庭訪問等  
を行い、欠席理由を早期段階から把握するよう努めている。しかしながら、  
不登校の原因や背景となった要因については、個々様々であり「見立て」  
(その把握)が難しく、子どもや家庭への支援が遅れて欠席が長期化する  
と、学校への復帰も難しくなると考えられる。

また、いじめの問題も極めて深刻な状況であり、平成24年度(25年  
度統計は? - 可能な限り近い方が良いかとも)に全国の学校において認知  
された件数は、約20万件と過去最多を更新している。

各自治体においては、昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進  
法」を受け、いじめ防止基本方針を策定するなど、いじめ撲滅に向けて  
様々な取組を始めている。

不登校およびいじめの問題ともに、個々の事案に対して、迅速かつ適切  
な対応が求められている。

※ 4頁では、いじめと共に体罰の問題を論じているが ここでは?

### (4) ゲーム・携帯への依存傾向

情報化の進展のなかで、携帯依存や電磁波などが子どもの心身の発達との関係で問題となっている。

道内においても、北海道教育委員会が中学1年生と高校1年生を対象に本年、行った調査によると、1日のネット利用時間が、中学生で約2時間、高校生で約3時間となっており、睡眠や勉学に支障をきたしているなどの依存傾向が見られる。さらに、ネット犯罪被害やネットいじめも深刻な状況となっており、早急な対策が求められている。

## 2 家庭環境の現状と課題

### (1) 家庭の教育力の低下

教育基本法の改正により、学校教育の役割に規律の重視が盛り込まれた。また、新たな項として家庭教育が加わり、その中で保護者の責任が明記された。その背景には、家庭の教育力の低下、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもの増加がある。保護者の規範意識、責任感が低下してきていることも課題である。

人と付き合う(他者と交流できる)社会性や、人と議論を行う時に発言ができるコミュニケーション能力など家庭でも身に付けられるような、家庭での教育(環境)が必要である。また、食育と学力には相関関係があり、朝きちんと食べていない子どもは学力があまり高くない(※この表現は如何か)という調査結果となっていることも参考にされて良い。

DVの問題も深刻で、体罰は学校だけではなく家庭の問題でもある。

(→夫婦間のDV(ドメスティック・バイオレンス)の問題が、子どもの心身に与える影響も深刻であり、これが子どもへの体罰問題にも発展していく傾向が指摘されており、体罰は学校だけではなく家庭での子育ての問題でもある。)

### (2) 過干渉と放任の二極化傾向

最近の保護者の子どもに対する態度(子育てには)は過干渉と放任の二極化傾向にあると言われる。子どもに過剰に支援する(関与する)あまり、子どもが本来もっている力を引き出すことが阻害されている家庭が(を阻害している事象も)多く見られる。一人ひとりが大切にされること

は重要だが、それが過剰に強すぎると過保護になってしまふ(なり、子どもの健全な発達を阻害する結果を招来させることになる。又、子どもに無関心である結果、子どもの日常や、勉学を放任してしまうことも問題であり、子育てについての経験交流や学びの場、地域的な取り組み等を積極的に推進していくことが望まれる。)

### (3) 児童虐待の問題

児童虐待は、子どもの心身の健康や成長、場合によっては生命に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、相談や通告に対して迅速かつ適切な対応に努めるとともに、子育ての不安解消など保護者への支援に努め早期発見と未然防止を図ることが必要である。また、孤立しがちな家庭で発生することが多いことから、関係機関が密接に連携し、地域全体で支援することが必要である。

### (4) 大人の姿勢・親の責任感

子どもに物事を言う前に、まず大人がその姿勢と責務をきちんと果たすべきである。

親の子ども観、子育て観の違いによって、子どもに対する接し方やしつけのレベルが全然(躰の伝承?が全く)違うものになる。

親が忙しくて時間がない場合にも、子どもを慈しみ、健全に育てようとする気持ち(、子どもが家族に愛されている、大切にされていると実感できる接触を)もつことは必要(不可欠)である。

また、働く女性の増加により、保護者と幼児の関係づくりにおいても、これまでの専業主婦家庭モデルは大きく変化している。

その中(こうした中)で、親が幼稚園や保育園、小(取る)学校に預けている(ことで、これら施設等が子どもを上手に)と育ててくれるのではないかという考え方の親も(いるという懸念が指摘されて)おり、親の責任感を薄れさせているのではないかとの見方もある。

### (5) 子どもの声の受け止めと反映

子どもの意見を反映させるためには、子どもがどこまでできるのかとい

うことと、意見を受け止めた大人がどう責任を果たすのかということを経験する必要がある、子どもは大人が用意した枠組みを受け入れるだけでなく、自ら参加していく主体であるという認識のもと、子どもの声を受け止める大人の側の力量が必要である。

### (6) 低所得家庭の増加

当市では、低所得の家庭が増加しており、小・中学生の要(生活)保護・準要保護受給者は、全体の32.4%を占めている。また、給食費の未払い、学用品等を買って与えない、子どもに朝食を食べさせない家庭も(少なからず)存在する。

労働環境、職場環境による(厳しい)勤務実態により子どもに手をかけられ(子育てに十分な時間を確保でき)ない保護者もいる。子どもが経済的にも精神的にも自立した大人に成長していけるよう、現代社会を形成している大人が、子どもを取り巻く環境を改善していく必要がある。

以上のような状況から、親(保護者)の意識に訴えかけられるような条例にしたいという意見がある一方、法的な拘束力のある条例の中に親の責務を規定していくことに疑義を感じる意見も存在する。→→→

※ この部分は、家庭の最後＝3の前にとします。

子育ての環境を改善するには子ども条例(の実施)だけでは難しいかも知れないが(とも考えられ)、函館市においては、貧困の連鎖を生まないような各種の施策(を有機的に)繋げていくことが必要である。

→以上のような状況から、親(保護者)の意識に訴えかけられるような条例にしたいという意見がある一方、法的な拘束力のある条例の中に親の責務を規定していくことに疑義を感じる意見も存在する。

## 3 学校教育の現状と課題

子どもが社会に出て、ひとりで生きて行ける力をつける(様々な能力を身につける場のひとつ)のが学校教育である。この数十年を振り返ると、子どもと保護者は様々な点で大きく変わってきており、学校も変化を続けている。学校(や教師らに要求される)の仕事量も学習指導要領の改正などにより

増加の一途をたどっていて、現在、学校はますます多くの課題を抱えている。いじめ、体罰、不登校等も依然として重要課題となっている。

#### (1) ゆとりのない学校現場

学校教育に課せられた使命は、子どもたちが集団で鍛え合い、学び合うことであると思う(にあると考えられる)が、本来家庭や地域(が子どもたちに対してしなければならない)やらなければならないことの多きを(学校教育が)担わざるを得ない状況にあり、学校は(様々な課題を)抱え込みすぎて、ゆとりがなくなっている(との指摘もなされている。)ので、

先生(教師)が(時間的にも、精神的にも)ゆとりをもって子どもに接するためにも、(保護者や地域の)学校(に対する様々な支援、)(保護者の)応援が必要である。

#### (2) 食育，異年齢の交流などさまざまな学びの機会の提供

子どもが心身ともに健全に成長していくためには、食育は一番の基本であり、学校教育においても、給食や授業を通して、食育を推進していくことが重要である。

また、中高生のうちに小さい子とふれ合える時間を設けて子どもと接する事の喜びや楽しさを学ぶ機会を設けるなどとともに、道徳教育やキャリア教育の充実も子どもの育ちや環境を良くするために重要である。

※ 考え、論理、言葉が熟していない。

#### (3) 子どもの失敗が許される学校

多様化している(※もともと子どもはたようなのでは?)子どもの個性に応じた教育は難しく、担任の教師(?)だけでは対応は難しい。

学びの中では、成功体験だけではなく、失敗の経験とその反省が記憶に残り(契機となり)、その後の成功へのステップに繋がる。

このようなことからも、子どもにとってたくさんの失敗が許される学校である(ことが望ましい)べきである。

#### (4) 子どもが自ら考え納得できる教育

大人が社会規範を子どもに教えるだけではなく、なぜその決まりがあるのかを子どもと話し合ったり、どうして勉強(学ぶこと)が必要なのかを子ども自(身に)ら掴んでもらうことや、(自分や社会の)将来のために子ども自身が納得し(、喜んで)て学ぶことができることが大事(大切)である。

#### (5) 家庭や地域社会との協力・連携

子どもを育成していくためには、家庭や地域の役割と、学校の役割を相互に理解しあい、家庭や地域と協力・連携し合うことが重要である。

#### (6) 学習支援，社会性の育成

授業についていけない子どもを地域などで何らかの形で関与して学習支援を行うなど、多様な学習支援の環境を整備することが必要である。中学校・高校(小学校は?)は集団で学ぶという点で重要な役割を持っており、社会性を学び他人との付き合い(交流・接触)や集団生活を学ぶ場としても重要な役割を担っている。

#### (7) 幼児教育の充実(言葉、考え - 熟している?)

集団生活の能力が身につくためには、まず幼児期の愛着形成が重要であり、幼児期を大切に育てなければ、小学校低学年から高校生にかけての育ちや、社会人としての形成が著しく損なわれるおそれがある。したがって、幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の充実を図っていくことが必要である。

#### (8) 特別支援教育の充実

発達障がい(と判断される)の子どもが増えているのに、特別支援員の数は不足している現状にある。特別な支援を必要としている子どもの場合、適切な療育により、伸びることが期待できるので、(ここに関わる)人材育成(や制度の充実)が必要である。また、(こうした子どもたちへの)放課後の子どもへの関わりも充足しているとは必ずしもいえない。

## (9) いじめ・体罰問題への対応

ア いじめ問題は極めて深刻である。情報化の進展のなかで、電磁波、ケータイ依存の問題とともに、ネットいじめも深刻な被害をもたらしている。子どもの育つ権利を守るためには、野放しにゲームをやらせるのではなく、使用時間を制限したり、時には、携帯電話やゲーム機を取り上げることも必要である。また、ネットパトロールなどの対策も必要である。(一部分は議論が必要)

現在のいじめ問題の深刻さへの認識をみんなで共有する必要がある。いじめを受けた子ども自身が受ける痛みをくみ取ったり、(いじめられている)相手にも(人格的)尊厳があり、安心して生きていく権利があるということを子どもらが自覚し、重く受け止めることが大事である。

(学校で)のいじめへの対処として、(早期に事態を把握して保護者と共に適切な対応をし、時には)登校を控えさせることも必要である。

一方、いじめる側の子どもの日常的ストレスや悩みに対処していくことも必要で、いじめを生じさせない環境づくりが大切である。

イ 体罰についても・・・

ある程度触れる必要がある。

## 4 事業者の現状と課題

子どもが健やかに育つためには、雇用される労働者(保護者ら)が子育てと両立しながら就労できる労働環境づくりを行う必要がある。

また、子どもを安心して生み育てられるまちづくりを進めていくためには、事業者ばかりではなく、社会の各主体が協力し、働くことと家庭生活が両立するような社会をつくっていく必要がある。

※ これで良いか

## 5 地域社会の現状と課題

地域社会の教育力が低下している現状において、子育て家庭を支援し、家庭と地域社会との共助の関係を構築することが求められている。

幼児期は社会人へのスタートであり、家庭や地域社会において、子どもにとって望ましい環境のなかで、学校教育が始まることが重要であること



を、地域全体で認識してほしい(する必要がある)。地域に、子どもが遊べる場所が少ないので、地域が主体となった運営等の手法により子どもが安心して遊び集える場所をつくる必要がある。また、子育ては大変なので、地域コミュニティの中で、母親(子育て世代の保護者)等が気軽に、相談できる場所をつくるなど、子育て家庭を地域ぐるみで支えていく仕組みづくりを進めていく必要がある。

### Ⅲ 「子ども観」の議論について

子どもは生得的に人権を有し、幸せに健全に育まれていくべきであるという事は、万人の共通認識である。しかしながら、家庭における育児、幼稚園・保育園における幼児期の教育・保育、小・中・高等学校における学校教育を含め、子どもとはどのような存在であり、どのような可能性を有しており、彼らにどのように関わっていったら良いかという点では、様々な考え方があり、この検討委員会においては、2つの考え方に大別された。(大きく、2つの考えが示された)

#### ① 子どもの権利を(基調とすべきとする)強調した子ども観

子どもが自らを成長させる(成長、発達する)ことは子どもの生来的な権利であり、まず、自分が(様々な)権利を持って(有して)いるということや、他の人の権利を(は)尊重しなければならないということを学ぶことは重要である。

子どもがその「最善の利益」が保護される環境の中で成長、発達する権利、そして子ども自身が最善の利益とは何かについて自ら「意見を表明」する権利は、日本国が批准・承認した「子どもの権利条約」の2つの柱であり、その趣旨を自治体行政に生かすためとして制定される「(仮称)函館市子ども条例」の基本精神でもある。

子ども自身が自分を守る力を持つということが(は)重要であり、自分の体験を通して自分の道を切り開いてい(ける)くことが自己肯定感につながっていく。(この文章の位置と趣旨?)

(「意見表明権」とは、)子どもの個性や意見を尊重するが、幼い子ども

については、生命を守ることを第一義的に考え、発達に応じて子どもの意見を(大人社会が真摯に)受け止め(子どもに関する社会的な施策に反映して行くための資料として尊重され)るということ(を考えるべき - 削除)であり、子どもの言うことを何でも聞くということとは違う(性質を異にするものである)。

② 教育の必要性(子どもの健全な育成)を強調した(基調とすべきとする)子ども観

大人同様子どももコミュニティの中で生きており、(子どもが)好き勝手に(権利を主張)すべきではないことを子育てのポイント(基本として)に押さえておくべきである。子どもは社会の中で、(先人の知恵や)(多くの - 削除)文化を学び、人と関わる中で「生きる力」が育まれる。人間は社会の中で生きていくということを(子どもたちには)しっかりと伝えるべきで、子どもが自立心、公德心、社会性を自ら育ていくためには、トイレトレーニングや箸の使い方などのしつけはもとより、小学校での読み書き、そろばんなどの教育を通じて(の - トル)社会(的に成長していくこと)化は不可欠であり、適度な刺激、ストレス、(制約は寧ろ)重要(必要?)である。子どもが自分の考えを他者にしっかりと伝える力を育むことは特に重要であり、仕事を通じて、社会に貢献できる人間になることが大事であることを子どもに伝え続けることこそが必要である。そうしたこと(このような視点)から学齢期に鍛えられること、(互いが競争し合うこと)も必要であり、受験制度(競争)が全くの悪とは言えない等の意見が出された(ところである - 削除)。

③ ふたつの子ども観の類似(共通)点と相違点等

※ この部分の記述は、議論が必要であり、文言や考え方のまとまりが熟していない。

両者の子ども観を詳細に検討すると、全く相反しているというわけではない。一方、子どもに自由を十分に与えることと、ある程度コントロールして育ていくということを共存させていくことは非常に難しい。

子どもは自分で考え、行動する機会を与えられるならば、子どもなりに

一生懸命考え、持てる力を発揮する。周りが自分の存在を認めてくれているということがわかれば子どもは安心して成長していくし、愛着をもてる人がひとりでもいれば子どもは安心するものである。また、自分のことを否定しないで肯定してくれる人がいれば子どもにとって安心感につながる。

社会は厳しく、子どもの時は真綿のような柔らかいもので守られているが、子どもから少し真綿を取った方が良い場合もある。逆に社会を真綿でくるむのも良いと考える。

子ども観については、どちらの考え方も必要であり、子どもをどこまで支援するのは立場によって意見は様々であるが、「どう育てほしいのか。」、「子どもをどう育てるのか。」という考え方に基づき、条例に表現されるべきである。

以 上

## 意見書 その1

### 「提言書(条例の制定にあたって)」のたたき台について

森越清彦

#### 【はじめに】

私は、このたたき台(原案)は大変良くまとまっており、これまでの検討委員会の様々な意見を比較的良く整理し、優れたものとなっていると考えます。

但し、提言書原案としては、少し抽象的に過ぎたり、趣旨等についてもっと明確にすべきなどと考えるか所がありますので、この提言書原案に沿った形で(順番は原案に従い)、私の意見を並行して記載して参ります。

時間的に余裕がないために、全部に亘ることが出来ないかも知れませんが、取り敢えず「その1」として提言します。

尚、現在の日程は具体的なたたき台が出来てから、成案にするには期間も、機会も少ないと考えられますので、事務局の今後の事務的・政治的な日程をお知らせ頂きたい。

(私の意見箇所は、※か、下線によって表示し、追加します。波下線部分は指摘箇所です)

#### 1 条例制定の背景と趣旨

少子化、核家族化の進行、保育ニーズの高まりなど、社会経済状況や女性の社会進出等を受けて、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきているとともに、いじめ・体罰や児童虐待などが、後を絶たない現状にある。

こうしたなか、子どもの一人ひとりの人権が尊重され、生存と発達が保障される社会、すなわち、子どもが、自分の存在を受け入れてくれる環境のなかで慈しみ深く育まれ、希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指すとともに、とかく孤立しがちな子育て家庭を、社会全体で連携し、喜びをもって子育てに取り組んでいけるよう支援していくことが必要である。

※ 私たちが条例制定の背景として掲げるべきの大きな1つは、日本において批准された「子どもの権利条約」であり、この点について背景として触れることは不可欠である。

※ 子どもにとって・・・社会は、自身もこれを構成する重要な人間であ

ることを明確に表示する。

※ 「家庭の子育て」を「支援する」というのは、1つの場面であり重要であるが、条例制定の目的はこれのみではない。

そのためには、市民が共有できる表現と内容を備え、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関等が、思いを同じくして、子どもや子育ての支援にあたり、更に子どもが社会において構成員として認められ、その養育、生育、教育環境等に対して自身の意見が表明出来るような社会的な体制ができるよう、市独自の条例を制定することが必要である。

## 2 条例の基本理念

条例の趣旨や方向性・理念は、大人の子育て観の違いや価値観によって千差万別であるが、市民が共有できる(将来において共有すべき)理念を掲げ、施策の方向を総合的に示した条例であることが望ましい。また、理念は10年、20年経たないと定着しないので、時間をかけて浸透させていき、市民が社会通念として当然であると感じられるような仕組みづくりが必要である。こうした考えのもと、条例の基本理念を次のようにまとめた。

### (1) 人権の尊重(子どもの権利の尊重)

すべての子どもは、生まれた時から人権を有し、一人の人間としてかけがえのない存在である。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、いじめや虐待等のない、子どもの生存と発達が保障される社会の実現を理念とする。

※ 基本的人権の尊重は憲法上の権利としてあり、この点は大人も子どもも憲法上の差異はない。

従って、敢えて「条例の理念」として掲げるべきは、「人権の尊重」という一般論ではなく、「子どもの権利」の尊重である。

(男女共同参画、障がい者の人権等)

### (2) 健全育成

すべての子どもは、全面的に庇護すべき存在として生まれ、成長の過

程において、保護者や家族だけでなく、学校や地域社会のなかで、周囲の環境と関わりながら、最善の利益が得られる養育環境が整えられ、個性や自分らしさを認められ、他者を思いやる心と社会性を育み、発達段階に応じて、「生きる力」を身に付けていくことができるよう育成していくことが必要であり、このことを健全育成の理念とする。

※ 健全育成を片面的に捉えてい過ぎる。

健全育成は、大人から見れば「健全に育て欲しい」であり、子どもから見れば、「健全に育つ権利を有する」（個性、自分らしさが認められる等の表現はこれ）である。

従って、「育成していく」と同時に（自身が健全に）「成長する」という表現が必要である。

### (3) 家庭での子育て支援

家庭は教育および保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的な責任を有する。また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、子育てに対する精神的、経済的負担や不安、孤立感を和らげ(?)、親として自信を持って子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整え、支援を行うことを理念とする。

### (4) 地域・社会・行政の役割

※ これもきちんと明記すべきであろう。

原案3頁の4の部分の(2)～(5)の簡略化したもの。

## 3 条例の性格(目的、理念)についての議論

当初、検討委員会においては、子ども観が2つの考え方に大別されたことから、条例の性格(目的、理念)についても、次の2つの意見に大別された。すなわち、

### ① 人権の尊重を主眼とする条例

※ 子どもの権利を主眼

### ② 健全育成を主眼とする条例

の2つであるが、これまでの検討により、次のようにまとめた。

「人権の尊重」(「子どもの権利を尊重すること)」と「健全育成」は対立する関係ではなく、一体的・統一的なもの、矛盾しないものとして捉えていくべきものであり、両者が最終的に目指すところは子どもを安心して育てられる社会をつくることである。

※ 「子どもを安心して育てる」と言うのは、大人の視点しかない。

「子どもが安心して成長していく」というのが、子どもの視点。

市が条例案を作成するに際しては、この検討委員会で意見が出された2つの性格を十分に考慮し(検討委員会で出された条例の2つの性格、目的、理念に関する意見を十分に考慮し)、且つ、これを一体的・統一的なもの、矛盾しないものとして意見が整理されたことを尊重した上で、市民が共有できる性格として位置づけることが望まれる。

#### 4 子育てに関する社会の各主体の役割と連携(位置は個々で良いか?)

家庭、学校、地域社会、行政が連携して、子どもの育ちと子育てを支援していくため、それぞれの主体がその役割を果たし、相互に連携を図っていくことが必要である。

##### (1) 家庭・保護者の役割

家庭・保護者のあり方は、子どもの育ちに多大な(大きな)影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所である。

自分が守られ大切にされているという自己肯定感を育んでいくことができる場であることが、家庭の基本的な役割である。

※ 複合体としての家庭(祖父母、親、兄弟など)と、個々たる保護者概念を明確に意識すべき。

例えば、児童福祉法に定める里親等親に代わり子どもを養育するものもいる。

##### (2) 学校の役割

子どもたちが集団による学習、共同生活や活動を通して、社会の中で生きていくための基礎的な知識と、社会性や思考力、判断力、創造力等の生きる力を身に付けることができるようにすることが、学校の基本的な役割

である。

※ 「家庭は自己肯定感を育む」、「学校は生きる力を身につける」という分担は如何か？ 両方が両方ということもあり、「主として」とするか？

※ 又、「学校は」子どもの未来のためだけでなく、「現在、学校で学び活動している子ども」にとって「何なのかの」（役割）も付加することは大事である。

### （3）地域社会の役割

子どもの育ちや子育てに地域全体で取り組むとともに、地域のなかで子どもが健やかに育つ環境づくりに努めることが、地域社会の基本的な役割である。

※ 表現が難しいが、「地域」概念には、例えば「五稜郭地域」的な場所的概念もあるが、(1)(2)(4)(5)に含まれない、全市的に自主的に子どもの問題に取り組んでいる多くの団体がある。

この力は大事であり、地域の一つの力でもある。

これをどのようにこの場所で表現するかも検討されて良い。

### （4）事業者の役割

雇用する労働者が、子育てと仕事を両立させ、安心して子どもを生き育てられるよう、子育てに関する理解や配慮、環境づくりに努めることが事業者の基本的な役割である。

### （5）市・行政の役割

子どもの健全育成や子どもを生き育てやすい環境づくりを進めていくため、学校や地域など他の主体と連携して総合的に施策の推進に取り組むことが、基本的な役割である。

## 5 条例の基本理念に基づく重要な取組(原案は4頁冒頭から)

### （1）人権の尊重と権利の保障

すべての子どもの最善の利益を守るという認識のもと、子ども一人ひと



とりが大切にされ、健やかに育つための環境づくり、そして子どもが毎日生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことが出来るように子どもの権利を保障していく具体的な取り組みが必要である。

特に、著しい人権侵害である、いじめ・体罰や児童虐待の防止に向けた取り組みが必要である。

※ 子どもを客体として見る前段と共に、主体として見る後段の表現も必要である。

#### ・いじめについて

いじめ問題の深刻さに対する認識をみんなで共有し、いじめを受けた子ども自身が受ける痛みをくみ取ったり、相手にも尊厳があり安心して生きていく権利があるということを子どもが自覚し、重く受け止めることを理解させるとともに、いじめの早期発見と早期解決、いじめを生じさせない環境づくりが必要である。

#### ・体罰について

※ この項も必要である。

#### ・児童虐待について

児童虐待は、子どもの心身の健康や成長、場合によっては生命に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、相談や通告に対して迅速かつ適切な対応に努めるとともに、子育ての不安解消など保護者への支援に努め早期発見と未然防止を図ることが必要である。

・いじめ・体罰や児童虐待の防止を図るうえで、いずれの場合も関係機関が密接に連携し、地域全体で支援すること、体罰に頼らない子育てを啓発していくことが必要である。

※ 以上は、子どもにとって否定的な環境の克服についてであり、以下は子どもにとって積極的な環境づくりの推進である。

#### ・自己肯定感が持てる生活環境を

かけがえのない自分、他と異なることを認められる個性をもった自分が

尊重され、自身が思うこと、感じたことを自由に表現できて、プライバシーが守られる環境を整えていくことも重要である。

・豊かに育つ環境

子どもは、学び、遊び、休息をすることや、肉体的にも精神的にも健康的な生活を送り豊かに育つ権利を有していることを確認し、社会はこうした環境を整えることが必要である。

(2) 子どもの健全育成の推進

家庭、学校、地域において、すべての子どもがその存在を認められ、発達段階に応じて、生きていくうえでの規範を学び、健全に育成されること、又子どもが安心して、自分らしく、豊かに育つ権利を有することを家庭、学校、地域において日常的に配慮されることが必要である。

(3) 子どもに関する相談体制の充実

子どもの相談をめぐって学校や関係機関、関係団体等が連携を取りながら、解決に導くことができるよう、子どもが自ら相談できる体制の充実が重要である。とりわけ、第三者的な性格を有する相談機関の設置や、ストレスを抱えた(この形容は不要? - ストレスを抱えていない子どもの支援も必要)子どもを支援する団体と学校とが連携しやすい仕組みが必要である。

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもたちが、適切な療育を受けて成長し、自立していきけるよう支援を充実していくことが必要であると共に、障害のある子ども達への社会的な理解や、社会的な参加を促進していく施策の実現も重要である。

※ 障がい者の権利条約が昨年批准され、国内法の整備が続いています。

その中で、特に障がい者を保護すべき対象から、障がい者が社会の構成員であり、社会の側が障がい者に対する対応、視点を変えて行かなければならないことが強く指摘されています。

(5) 子どもの社会参加の促進

子どもは大人が用意した枠組みを受け入れるだけでなく、家庭、施設、地域、行政等自身が育つあらゆる場で最善の利益のために自身の意見を表明する権利を有することを確認し、大人社会は必要に応じて、子どもの声を聞き、受け止める配慮をする必要があり、又その機会を確保するための具体的な施策が必要である。

(6) 安全で安心な子どもの居場所づくり

子どもにとって、安全に安心して遊びや学びができ、自分らしく過ごすことのできる居場所があることが必要である。

※ 具体的には？ 例示は必要と思われる。

(7) 子育て家庭に対する支援

核家族化・少子化の進行、母親の就労機会の増大(※)などにより、親の育児不安や家庭の教育力の低下が懸念されるところであり、これらに対する積極的な支援策として、相談・助言活動の拡充や、親同士の交流を図るなど、各種子育て支援施策を推進し、子育てが楽しく、子どもが愛おしいと思える子育ての環境づくりを進めていくことが必要である。

※ 母親の就労が否定的に捉えられている→「共稼ぎ家庭の増加」程度か？

6 市民や子どもが共有できる表現を用いること

条例は市民の誰もが(多くが)共有できる言葉、又一定年齢の子どもも理解できるわかりやすい言葉で表現することが必要である。

そして、可能な限り難解な言葉を避け、子どもが社会から守られていること、そのままの存在を認められていること、社会に意思を伝えることが出来ることを、子ども自らが理解し実感できるようなものであることが必要である。

※ 市民は理解と言うより「共有」、子どもは「理解」と言う表現が望

ましい。

- ※ 守られていることが最も大切ではあるが、「認められていること」「意思が伝えられること」も大事である。

## II 函館市における子どもの現状と課題

### 1 子どもの現状

最近の子どもたちの傾向については、家庭環境や生活様式の変化を背景に、生活習慣の乱れ、社会性や規範意識の低下などの消極的な傾向が指摘される一方、多くの子ども達は世界や社会の諸問題に目を向け自身の将来を真剣に考えたり、ボランティア活動等に真面目に取り組むなどの積極的な側面も指摘されるが、とりわけ次のような傾向が特徴的なものとして挙げられる。

- ※ 冒頭に、子どもたちの否定的傾向のみを強調するのは如何か。

#### (1) 集団でいるよりもひとりの時間を楽しむ傾向

昔(以前)は公園、路地、広場などで、子どもが集まって遊ぶことにより自然に子どもらの間にコミュニケーションや時に衝突が生まれ、異年齢の子どもも含めたコミュニティを形成し、その中で、子どもはいろいろなルールを自然に身に付けることが出来た。

現在の子ども達も、ひとりぼっちになるのが怖く、誰かと繋がっていたいと思う反面、習い事などのため、子ども同士が外で時間を合わせて遊ぶことが難しくなっている。※ 習い事だけか?

加えて、携帯型ゲーム機やインターネットなどの普及により、ひとりの時間を楽しむ(?, 過ごす)ことができるようになり、子どもが集まって戸外で、集団で遊ぶ様子が見られなくなってきている。

さらに、最近の傾向として、一見(表面的には)仲が良さそうに見えても、お互いに気を遣いながら友人関係を保っており(いるという傾向もあり)、それ故に(そのために)、友人と集まって遊ぶことを面倒に思い、ひとりの時間を楽しむことを好む傾向にある。

中学生においては、「幼さが残る」「周りの雰囲気把握する力が弱

い」等，集団に対する(との関係での)適応力が年々落ちてきている点があげられている。

さらに、家庭学習の時間が少ない(?)，読書の時間が短い，地域行事への参加が低いなどの傾向も見られる。

※ 以上、原告(案)6頁(1)まで。

後日、継続して意見書を提出します。

以 上